

技 第 2 3 0 号
令和2年7月10日

各建設業関係団体事務局等担当者 様

千葉県県土整備部技術管理課長
(公印省略)

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る
現場管理費の補正等について

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行については、令和元年8月1日付け技第281号「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領について(通知)」に基づき対応しているところです。

また、令和2年7月3日付け技第221号及び建不第440号にて「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて」を送付したところです。

本県においては、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る設計変更にあたり、別紙のとおり取り扱うこととしましたので、貴団体におかれましては、御理解と傘下会員への周知をお願いいたします。

担当 県土整備部技術管理課
企画調整班 岡村・野田
電話 043-223-3235
E-mail gijutulk@mz.pref.chiba.lg.jp

技 第 2 8 1 号
令和元年 8 月 1 日

部 内 各 課 の 長
様
部内各出先機関の長

技術管理課長

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領について(通知)

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行にあたり、別添のとおり試行要領を定めたので通知します。

担当 県土整備部技術管理課
技術情報班 瀬瀬・川島
電話 043-223-3503
E-mail gijutu39@mz.pref.chiba.lg.jp

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

1. 目的

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、現場管理費の補正の試行を行うため、本要領に必要な事項を定める。

2. 試行対象工事

(1) 対象工事

県土整備部が発注する工事（営繕工事、港湾工事、機械設備工事は除く）のうち、主たる工種が屋外作業であるものを対象とする。

(2) 適用範囲

平成31年4月1日以降に契約した工事に適用する。

ただし、令和元年7月31日までに完成通知が提出された工事は除く。

なお、本試行の実施の有無については、契約後速やかに、打合せ簿により監督職員と協議を行い、決定するものとする。

また、特記仕様書に本要領の対象工事である旨の記載がないものについては、発注者から対象となる旨の通知があり、受注者が希望する場合は、打合せ簿により監督職員と協議を行い、本要領を適用できるものとする。

3. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日、または暑さ指数（WBGT）が25度以上の日とする。
（夜間工事の場合は、作業時間帯の最高値で判断する。）

(2) 工事着手

現場において、何らかの作業に着手した日（現地測量、草刈、工事看板設置等）

(3) 工事完成

現場において、後片付けを含むすべての作業が完了した日（工事看板撤去等）

(4) 対象工期

工事着手から工事完成日までの期間をさす。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(5) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出するものとする。

(6) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{対象工期}$$

4. 計測・真夏日率算出方法について

(1) 観測地点の決定

受注者は、施工計画書に真夏日の確認を行う施工現場最寄りの気象庁地上気象観測所および環境省が公表している暑さ指数(WBGT)観測地点をそれぞれ記載する(別紙2、別紙3参照)。

なお、施工計画書を提出済みの工事にあつては、受注者は工事打合せ簿に前述の内容を記載し、提出することとする。

(2) 真夏日の計測方法

1) 本試行にあつては、下記①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25度(°C)以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25度(°C)以上となる日を、真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度(°C)以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30度(°C)以上の日を、真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度(°C)以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度(°C)以上、又は暑さ指数(WBGT)が25度(°C)以上の場合、真夏日とする。

2) 休工期においては、上記①～③に該当した場合でも真夏日としては計上しないものとする。

(3) 真夏日率の算出方法

上記計測方法により真夏日を計上し、真夏日率を算出するものとする。

ただし、休工期は真夏日に含めないものとする。

(4) 計測結果の報告

受注者は、現場作業終了後速やかに真夏日の集計を行い、工事打合せ簿により真夏日率と算定根拠となる気象庁HPまたは環境省HPの観測結果の資料等を添付し、監督職員に提出するものとする。

5. 積算方法等

現場管理費の補正は、以下の式の通り補正値を算出し、現場管理費率に加算することで行う。なお、補正は変更契約において行う。

ただし、「緊急工事の場合」と重複する場合においても、補正値は最高2%とする。

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値}^{\ast})$$

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times 1.2$$

補正値(%)は小数第2位止め(3位四捨五入)とする。

6. 対象工事である旨の明示

対象工事である旨を別紙1のとおり特記仕様書に記載するものとする。

7. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合、また、この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定めることとする。

技 第 2 2 1 号
建 不 第 4 4 0 号
令和 2 年 7 月 3 日

各建設業関係団体事務局等担当者 様

千葉県県土整備部技術管理課長
千葉県県土整備部建設・不動産課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて

このことについて、令和 2 年 7 月 2 日付け事務連絡で国土交通省不動産・建設経済局建設業課入札制度企画指導室課長補佐から別紙のとおり送付されましたので、参考までにお知らせいたします。

なお、本県における取組については、別途お知らせいたします。

また、貴団体におかれましては、御理解と傘下会員への周知をお願いいたします。

〔 県土整備部
技術管理課企画調整班 043-223-3442
建設・不動産課契約・審査班 043-223-3116 〕

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 2 日

各都道府県入札契約担当課長 殿
各指定都市入札契約担当課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて (参考)

標記について、国土交通省直轄事業において別添のとおり取り組むこととしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

事務連絡
令和2年7月1日

各地方整備局	企画部	技術調整管理官	殿
北海道開発局	事業振興部	技術管理企画官	殿
沖縄総合事務局	開発建設部	技術企画官	殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理室長

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号）により通知しているところである。また、工事現場の熱中症対策については、「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」について」（平成29年3月15日付け国官技第305号）及び「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和元年5月22日付け国官技第35号）（以上3通知について、以下「関係通知」という。）により通知しているところである。

今般、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防のための建設企業で実践されている取組事例等を拡充した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年7月1日変更版）」（「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について」（令和2年7月1日付け国不建第1号。別紙3）の別添1）が通知されたところであるが、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る設計変更にあたっては、上記関係通知に基づき適切に対応されたい。その際、関係通知では真夏日を「日最高気温が30度以上の日」と定義しているが、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては「日最高気温が28度以上の日」と読み替えて対応されたい。また、「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」について」（平成29年3月15日付け国官技第305号）においては、避暑（熱中症予防）対策に係る費用を率計上しているほか、率分で計上することが適当でない」と判断されるものについては積上げ計上できることとに留意されたい。

附 則

本運用は、各関連通知の適用日以降に新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事に適用するものとする。なお、各関連通知の適用日以降であれば、既契約工事にも適用するものとする。

技 第 2 3 0 号
令和2年7月10日

部 内 各 課 の 長

様

部内各出先機関の長

技術管理課長

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る
現場管理費の補正等について（通知）

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行については、令和元年8月1日付け技第281号「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領について（通知）」（以下、「8月1日通知」という。）により対応していただいているところです。

また、令和2年7月3日付け技第221号及び建不第440号にて「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて（通知）」を送付したところです。

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る設計変更にあたっては、当面的間、8月1日通知の「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に定義された真夏日を日最高気温が「30度」以上の日から、「28度」に読み替えて取り扱うこととしたので適切に対応するようお願いいたします。

また、積算基準第I編第9章土木工事請負工事における現場環境改善費の積算においては、避暑（熱中症予防）対策に係る費用を現場環境改善費として率計上できるほか、率分で計上することが適当でない判断されるものについては積上げ計上できることに留意してください。

本運用は新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事に適用するものとし、既契約工事にも適用するものとします。

なお、各市町村及び各建設業団体宛てに別途送付していることを申し添えます。

担当 県土整備部技術管理課

企画調整班 岡村・野田

電話 043-223-3235

E-mail gijutulc@mz.pref.chiba.lg.jp